

## 調停制度発足100周年広報行事

# 「困ったら、調停を使ってみませんか～調停手続説明会～」

を実施しました。

開催日：10月20日（木）

場 所：松江地方・家庭裁判所  
松江地方・家庭裁判所出雲支部  
松江地方・家庭裁判所益田支部

※TV会議システムを接続して実施

内 容：調停制度の概要説明  
調停室、待合室の見学・説明  
民事模擬調停の実演 など

調停制度が  
よくわかったね。



令和4年は、大正11年に裁判所に調停制度が導入されて100周年を迎えます。

調停は、話し合いによって問題の解決を図る裁判所の手続です。裁判官と民間から選ばれた調停委員が双方から話を聞き、解決に向けて話し合いをサポートします。

調停には、お金の貸し借りなどの民事のトラブルを扱う「民事調停」と、離婚や相続などの家庭のトラブルを扱う「家事調停」があります。

調停には、訴訟（裁判）とは違ったメリットがあり、我が国における身近な法的紛争解決手段の一つとして、長く定着し、極めて重要な役割を担ってきました。

調停手続説明会では、調停制度の歴史、調停手続の特徴やメリットについての説明や、交通事故の損害の紛争事案を題材とした民事模擬調停の実演をしたほか、調停室、待合室の見学を実施しました。

### ～～参加者からの感想～～

- ・調停の申立方法や合意に至るまでの具体的な方法が模擬調停で示されていて大変わかりやすかった。
- ・裁判所はとても敷居が高いと思っていたが、調停制度というものがとても身近なものだということがあった。
- ・今後、自分で解決が難しいトラブルがあったときの対処の参考にしたい。

### ～～裁判所から～～

御参加いただいた皆さま、ありがとうございました。

この調停手続説明会をきっかけとして、少しでも裁判所や調停制度を身近に感じていただければ幸いです。